



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

894	形質変更時要届出区域の指定の解除等	(環境管理課).....	1
895	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	2
896	〃	(〃).....	2
897	〃	(〃).....	3
898	〃	(〃).....	3
899	〃	(〃).....	3
900	〃	(〃).....	4
901	有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課).....	4
902	平成24年度クリーニング師試験の実施	(食品・生活衛生課).....	5
903	介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止	(長寿社会課).....	6
904	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定の取消し	(〃).....	8
905	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	8
906	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更	(〃).....	9
907	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	9
908	保安林の指定解除予定の通知	(森林整備課).....	10
909	保安林の指定	(〃).....	10
910	採石業務管理者試験の実施	(砂防課).....	11
911	建築士の免許の取消し	(建築住宅課).....	12

告 示

和歌山県告示第894号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成23年和歌山県告示第41号により指定した、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）について、次のとおりその指定を解除した。

平成24年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定を解除する区域の所在地

解除前の形質変更時要届出区域の所在地	解除の内容
田辺市元町字三四六859番2の一部	一部解除

2 指定を解除する区域の表示

次の図のとおり

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有

害物質の種類

鉛及びその化合物

4 講じられた汚染の除去等の措置等

掘削除去

5 形質変更時要届出区域として継続する区域において土壌汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第895号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年9月3日まで縦覧に供する。

平成24年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年7月2日

2 名称

特定非営利活動法人本宮あすなる会

3 代表者の氏名

九鬼聖城

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市本宮町切畑538番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域づくりや子どもたちの健全な育成のために、保育等に関する事業や地域福祉の推進に関する事業又は、介護保険に関する事業に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第896号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年9月4日まで縦覧に供する。

平成24年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年7月4日

2 名称

特定非営利活動法人ひまわり

3 代表者の氏名

松田功

4 主たる事務所の所在地

和歌山県有田郡有田川町遠井992番地

5 定款に記載された目的

この法人は、西八幡地区民に対して、福祉の増進及び経済活動の活性化に関する事業を行い、地区住民の生活の安心と利便性に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第897号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年9月10日まで縦覧に供する。

平成24年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年7月10日

2 名称

特定非営利活動法人紀州灘環境保全の会

3 代表者の氏名

加納朋尚

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市狐島19番の1

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県沿岸海域とこれを利用する人々に対して、海に親しみ理解を深める社会教育推進事業、及び海洋の環境保全を継続するとともに資源としての活用を図る環境保全事業を行い、人と海が共生できる社会の実現に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第898号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年9月10日まで縦覧に供する。

平成24年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年7月10日

2 名称

特定非営利活動法人グリーンスペース

3 代表者の氏名

福澤恵子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県有田郡有田川町徳田95番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、こころの病いで苦悩している者等を対象に居住の場を提供し、地域で「普通」に生活すること及び共同生活を通して自立の道を模索することを目的とする。

和歌山県告示第899号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったの

で、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年9月13日まで縦覧に供する。

平成24年7月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成24年7月13日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山県腎友会

3 代表者の氏名

竹内拓

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市手平2丁目1-2

5 定款に記載された目的

この法人は、腎臓病患者に対して、腎臓病に関する正しい知識の普及、および社会啓発ならびに自立と社会参加の促進に関する事業を行い、県民の保健、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第900号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年9月13日まで縦覧に供する。

平成24年7月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成24年7月13日

2 名称

特定非営利活動法人子育て・あそびサポートばお

3 代表者の氏名

張間広子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県海南市名高555-6

5 定款に記載された目的

この法人は、子どもや大人に対して交流、支援などの事業を行うとともに子どもの文化の創造と主体的な活動体験や子どもの社会参画の拡充を図り、子どもの生きる力や考える力を育て、かつ子どもの豊かな成長に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第901号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成24年7月18日指定した。

平成24年7月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名

月刊誌	エキサイティングマックス 8月号	02091-8	ぶんか社
月刊誌	エンタテインメントダッシュ 7月号	02059-07	晋遊社
月刊誌	ザ・ベストマガジンスペシャル 8月号	14077-08	KKベストセラーズ
月刊誌	実話マッドマックス 8月号	15279-08	コアマガジン
月刊誌	漫画実話ナックルズ 8月号	18421-8	ミリオン出版
月刊誌	黄金のGT 8月号	12259-08	晋遊社
月刊誌	劇画マッドマックス 8月号	03369-08	コアマガジン
月刊誌	俺の旅 8月号	02285-8	ミリオン出版
コミック	絶対恋愛Sweet 8月号	15557-08	笠倉出版社
コミック	恋愛白書パステル 8月号	19625-08	宙出版
コミック	コミックジュネ 8月号	13703-08	ジュネット
コミック	恋愛ラブレボ 8月号	19667-08	宙出版

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第902号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成24年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成24年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験の日時

平成24年11月2日（金）午前10時20分から

2 試験場所

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛（和歌山市手平二丁目1-2）

3 試験科目

(1) 学科試験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗たく物の処理に関する知識

(2) 実地試験

洗たく物の処理に関する技能

4 受験願書の提出期間

平成24年10月1日（月）から同月9日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による場合は、平成24年10月9日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 受験願書の提出先

県内居住者は居住地を所管する保健所（新宮保健所串本支所を含む。）に、県外居住者は和歌山県環

境生活部県民局食品・生活衛生課に提出すること。

6 試験手数料

7,000円（和歌山県証紙を受験願書に貼り付けること。）

7 合格発表

平成24年11月19日（月）午前10時に県庁北別館に合格者の受験番号を掲示するとともに合否について受験者に郵送で通知する。また、和歌山県ホームページ（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/>）においても発表する。

8 得点の情報提供

個人の科目別得点及び総合得点を次のとおり本人に限り情報提供する。

(1) 期間

平成24年11月19日（月）から同年12月10日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前10時から午後5時まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課又は各保健所（新宮保健所申本支所を含む。）

(3) 持参するもの

次に掲げるものを持参すること。

ア 受験票又は合格証書

イ 運転免許証等本人であることを証明する書類

9 その他

(1) 受験願書の用紙は、和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課又は各保健所（新宮保健所申本支所を含む。）において配付する。また、和歌山県ホームページの「申請書ダウンロード」から印刷することもできる。

(2) 試験についての問い合わせは、和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課（電話番号 073-441-2626）又は各保健所（新宮保健所申本支所を含む。）に行うこと。

和歌山県告示第903号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

平成24年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3010112625	和歌山中央医療生活協同組合	生協中之島	和歌山市中之島880-2	居宅介護支援	平成24.3.1
3011010117	医療法人御幸クリニック	医療法人御幸クリニック	橋本市御幸辻245	居宅介護支援	平成24.1.31
3060190547	株式会社かながわ	訪問看護ステーションみつばち	和歌山市狐島48-6	訪問看護・介護予防訪問看護	平成24.3.31
3061090043	有限会社アクトケアシステム	隅田訪問看護ステーション	橋本市隅田町真土325-1	訪問看護・介護予防訪問看護	平成24.4.30
3070102995	有限会社山雄	ケアサポートぬびす	和歌山市有家363-9	福祉用具貸与・介護予防福	平成24.3.31

				社用具貸与	
30701031 59	株式会社コムテック	株式会社コムテック介護 事業部	和歌山市西浜1038-12	特定福祉用具 販売・介護予 防福祉用具貸 与・特定介護 予防福祉用具 販売	平成 24. 1. 31
30701054 44	有限会社Getwell	はやしもと	和歌山市有家346-1	福祉用具貸与 ・特定福祉用 具販売・介護 予防福祉用具 貸与・特定介 護予防福祉用 具販売	平成 24. 3. 31
30701067 56	株式会社かながわ	「ぼびん」ケアプランセ ンター	和歌山市狐島48-6	居宅介護支援	平成 24. 3. 31
30701083 98	有限会社すずらん	デイサービスひつじのた てがみ	和歌山市和歌川町2-20	通所介護・介 護予防通所介 護	平成 24. 2. 1
30710000 81	医療法人せせらぎ会	医療法人せせらぎ会	橋本市学文路705	居宅介護支援	平成 24. 2. 29
30710002 63	特定非営利活動法人地域 福祉ねこの手	特定非営利活動法人地域 福祉ねこの手	橋本市学文路705	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 24. 2. 29
30710008 59	株式会社仁昌堂	居宅介護支援事業所ごも うのいえ	橋本市胡麻生700-20	居宅介護支援	平成 24. 5. 31
30712005 82	社会福祉法人渉久会	ホームヘルプサービスも もの里	紀の川市桃山町最上1254 -1	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 24. 4. 30
30712010 02	株式会社あおぞらケアセ ンター	株式会社あおぞらケアセ ンター貴志川事業所	紀の川市貴志川町丸栖68 7-3	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 24. 2. 29
30714002 24	株式会社坂本ふとん店	株式会社坂本ふとん店	海南市日方1521-6	介護予防福祉 用具貸与	平成 24. 3. 31
30714003 23	有限会社ファインケア	サザンクロスかいなん	海南市且来368-3	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 24. 1. 31
30714006 38	セントケア和歌山株式会 社	セントケアかいなん	海南市名高504番地の1 サクラテナントA・B号	居宅介護支援	平成 24. 4. 1
30716001 12	有限会社在宅介護ステー ション有田	ケア・ステーション有田	有田郡湯浅町青木193-3	居宅介護支援	平成 24. 1. 1
30716006 74	有限会社LOHAS	ほっとケアマネステーシ ョン	有田郡湯浅町湯浅1659-1 4	居宅介護支援	平成 24. 4. 1
30716007 73	有限会社夢	ヘルパーステーションき ぼう	有田郡湯浅町湯浅1690-1	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 24. 3. 31
30716008 98	有限会社夢	デイサービス夢	有田郡湯浅町湯浅2834	通所介護・介 護予防通所介 護	平成 24. 3. 31
30717000	有限会社ゼネラルサポー	龍門山温泉デイサービス	紀の川市荒見645-1	通所介護・介	平成

45	ト	センター		護予防通所介護	24. 2. 29
3071700052	合資会社木村木材	福祉サポートきむら	紀の川市名手市場108	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成24. 5. 31
3071700367	株式会社きずな	デイサービスセンターほたる泉月	紀の川市貴志川町尼寺69-2	通所介護・介護予防通所介護	平成24. 5. 20
3071800233	株式会社蓄	ケアプランセンターつぼみ	岩出市水栖11番地の2 B RIGHTBOX岩出水栖303号室	居宅介護支援	平成24. 5. 31
3072300563	南紀リゾート株式会社	福祉サポート南紀	新宮市神倉3丁目1番1号	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成24. 3. 31
3072400546	有限会社牟婁測量設計	デイサービスセンターむろの家	西牟婁郡上富田町南紀の台59-49	通所介護・介護予防通所介護	平成24. 3. 31
3072400629	有限会社リリーフ	有限会社リリーフ	西牟婁郡上富田町朝来24-56-10	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成24. 5. 31
3072500394	串本町	串本町古座デイサービスセンター	東牟婁郡串本町上野山29-1-4	通所介護・介護予防通所介護	平成24. 5. 31

和歌山県告示第904号

介護保険法（平成9年法律第123号）第84条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者の指定を次のとおり取り消したので、同法第85条の規定に基づき公示する。

平成24年7月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	取消年月日
3011310178	医療法人恒裕会	吉田クリニック	和歌山県伊都郡かつらぎ町妙寺439-92	居宅介護支援	平成24. 7. 11

和歌山県告示第905号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年7月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日

上西薬局	西牟婁郡白浜町2184	—	上西浩子	平成 24. 8. 1
------	-------------	---	------	----------------

和歌山県告示第906号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）において、同法第64条の規定により次のとおり変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年 月 日
調剤薬局花みかん てんてん店	田辺市たきない町28-33	医療機関の所在地	田辺市たきない町21-35	田辺市たきない町28-33	平成 24. 7. 9

和歌山県告示第907号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成24年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
新宮ショッピングセンター
和歌山県新宮市橋本2丁目3971-1 外11
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平
千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
- 3 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
(変更前) 開店時刻9時（年間10日間は午前8時）
(変更後) 開店時刻7時
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
ア 平面駐車場北側、西側、南側
(変更前) 午前8時30分から午前0時15分まで
(年間10日間は午前7時30分から午前0時15分まで)
(変更後) 午前6時30分から午前0時15分まで
イ 建物内3階、4階、屋上
(変更前) 午前8時30分から午後10時30分まで

（変更後）午前6時30分から午後10時30分まで

- 4 変更する年月日
平成24年7月14日
- 5 変更する理由
お客様の利便性向上のため
- 6 届出年月日
平成24年7月12日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課（新宮市緑ヶ丘2丁目4-8）
新宮市商工観光課（新宮市春日1番1号）
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成24年7月27日から同年11月27日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第908号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

平成24年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町和深川字北添652の4・667の2（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第909号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市中辺路町石船字上平376の1・385・385の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第910号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定により第41回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成24年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成24年10月12日（金）午前10時から正午まで

(2) 場所

和歌山市茶屋ノ丁一丁目2番地1

和歌山県自治会館 304会議室

2 試験科目及び出題範囲

(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

(2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

3 受験手続等

(1) 申込用紙の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

平成24年8月1日（水）から同年9月13日（木）までの間の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時45分まで

イ 配布場所

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

海草振興局建設部管理課

東牟婁振興局串本建設部総務管理課

各振興局建設部（海草振興局建設部、東牟婁振興局串本建設部を除く。）用地・管理課

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 受験票（返信用50円切手を貼り付けること。）

ウ 写真（手札形とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

(3) 受験手数料

8,000円（和歌山県証紙を受験願書に貼り付けること。）

(4) 提出方法

受付期間内に簡易書留郵便により郵送すること。

なお、受付は郵送のみとし、持参、ファクシミリ及びインターネット等による受付は行わない。

(5) 受付期間

平成24年9月3日（月）から同月14日（金）まで。

なお、受付期間中の消印があるものは受け付ける。

(6) 提出先

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

4 合格者の発表等

(1) 合格発表日

平成24年10月26日（金）

(2) 発表の方法

ア 合格発表日の午前10時に和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課に合格者の受験番号を掲示する。

イ 受験者に対し郵送により可否を通知する。

5 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭で総合得点を開示請求することができる。

開示を希望する人は、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課に請求すること。

開示の期間は、合格発表日から1月間（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とする。

6 問い合わせ先

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

海草振興局建設部管理課

東牟婁振興局串本建設部総務管理課

各振興局建設部（海草振興局建設部、東牟婁振興局串本建設部を除く。）用地・管理課

和歌山県告示第911号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、建築士の免許を取り消したので、同条第2項及び建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第6条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成24年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 免許の取消しをした年月日

平成24年5月15日

2 免許の取消しを受けた建築士の氏名

辻本豊

3 建築士の別

二級建築士

4 登録番号

和歌山県知事登録第373号

5 免許の取消しの理由

建築士法第9条第1項第2号（死亡の届出による。）